



## 県内全域に不審なはがきが 多数送付されています！

本年5月30日以降、県内全域に「**法務省管轄支局民事訴訟告知センター**」を称する差出人から、特殊詐欺（架空請求詐欺）と思われるはがきが多数送付されています。

記載された連絡先に  
電話してしまうと…

トラブル解決の費用  
を請求されるおそれ  
があります！



### 実際のはがき

#### 特定消費料金未納に関する 訴訟最終告知のお知らせ

管理番号 (さ) ■■■

この度、貴方のご利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として訴状が提出されました事を改めてご通知致します。

管理番号 (さ) ■■■ 取り下げ最終期日を経て裁判の開始をさせていただきます。

尚、ご連絡のなき場合は、原告側の主張が全面的に受理され執行官立ち合いの下、給与等の差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行させていただきます。

民事訴訟及び、裁判取り下げ等のご相談に関しましては当局にて承っております下記までお問合せ下さい。書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 令和元年 6月 ■日

受付営業時間（日、祝日は除く）

平日 9：00～20：00 / 土曜日 11：00～17：00

〒100-0013 東京都千代田区霞が関2丁目6番1号

法務省管轄支局 民事訴訟告知センター

取り下げ等の相談窓口 / 03 (■■■■) ■■■■

**絶対に連絡しないでください！！**

#### ～被害防止のポイント～

- 1 記載された連絡先には絶対に連絡しないでください！
- 2 お金を請求するはがきや封書、メールが届いたら、必ず詐欺を疑い、まずは家族や警察に相談しましょう！

